

再生可能エネルギーの普及に向けた連携と協力に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と株式会社ナンワエナジー（以下「乙」という。）、九州エナジー株式会社（以下「丙」という。）及び日本瓦斯株式会社（以下「丁」という。）とは、相互に連携及び協力しながら鹿児島市の再生可能エネルギーの普及に取り組むこととし、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、相互に連携及び協力し、再生可能エネルギーの普及に取り組むことにより、鹿児島市域におけるCO₂排出量実質ゼロの実現に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 再生可能エネルギーの普及啓発に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に関すること
- (3) 再生可能エネルギーの地産地消に関すること
- (4) 鹿児島市域のレジリエンス強化に関すること
- (5) その他4者が協議して必要と認める事項

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁はこの協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、前条に掲げる事項について定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印して、各1通を保有するものとする。

令和3年2月26日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴 隆央

乙 鹿児島県鹿児島市東開町3番地166
株式会社ナンワエナジー
代表取締役社長

川畑 佑樹

丙 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番6号
九州エナジー株式会社
代表取締役社長

田島 浩彦

丁 鹿児島県鹿児島市中央町8番地2
日本瓦斯株式会社
代表取締役社長

津曲 貞利